

第6回 江の川河川整備アドバイザー会議 (議事要旨)

開催日時：令和7年9月26日(金) 14:20～16:00

場 所：江津ひと・まちプラザ(パレットごうつ) 2階ホール

出席委員：内田 龍彦 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授)
石井 将幸 (島根大学学術研究院 教授)
岩本 浩史 (島根県立大学地域政策学部 教授)
植田 千佳穂 (湯本豪一記念日本妖怪博物館三次もののけミュージアム館長)
漆谷 光名 (日本鳥類保護連盟広島県支部 支部長)
河合幸一郎 (広島大学 名誉教授)
広瀬 望 (松江工業高等専門学校 教授)
藤原 眞砂 (島根県立大学 名誉教授)
山崎 禅雄 (日笠寺住職(元桜江町教育委員長))

9名出席

議事

1. 規約改正について

- ・事務局より江の川河川整備アドバイザー会議 規約(改正案)について説明した。
- ・委員からの異議はなく、改正案を承認した。

2. 江の川下流土地利用一体型水防災事業(川平地区)の事後評価について

- ・江の川下流土地利用一体型水防災事業(川平地区)の事後評価について説明した。

【委員】

- ・事業実施後の客土の色が白い。この土はどこから持ってきたものか。
- ・事業後の用地が宅地として利用されるならば問題ないが、農業を続けるならば工事前に肥沃な土壌を取りおいて客土するのが理想である。しかし、工費がかさみ、工事期間も長くなる懸念もあるため担当者の意見を伺いたい。

【事務局】

- ・本事業は農業用地の整備ではなく、宅地の造成を対象としているため、宅地盛土に適した材料を使用している。

【委員】

- ・ 集落に繋がる道路の浸水対策は本事業の目的外のため、洪水時の集落孤立の恐れや洪水後の生活再建が困難になる可能性が残されている。

【事務局】

- ・ 流域治水の取り組みにおいて、道路の浸水対策について道路管理者の県や市と協働で検討していく。

【委員】

- ・ この事業は河川への影響が小さいということを河川の生態学の研究者として評価する。

【委員】

- ・ 河川水辺の国勢調査の結果において、陸上昆虫類でトビケラが令和4年度の調査でいなくなっており、この結果で事業影響が無いか判断できるのか。
- ・ 事業実施箇所にいた昆虫が事業実施後にいなくなっている可能性がある。地域の指標昆虫（マーカー）を用いた客観性のある説明があった方が良い。
- ・ 国道261号は江の川下流沿いにおいて部分的に低い箇所があり、洪水時に冠水しないか心配である。下流側の国道261号を整備する計画はあるのか。
- ・ 河川水辺の国勢調査の調査地点は変更しない方が良い。これ以上、河川水辺の国勢調査の調査地点は縮小しないでほしい。

【事務局】

- ・ トビケラが確認されていないのは、河川水辺の国勢調査の調査地点の移動が原因と考えられる。
- ・ 環境影響評価が必要な大規模事業では調査を実施して比較するが、今回は事業実施箇所での調査を実施していないため、近傍の河川水辺の国勢調査結果を使用した。
- ・ 流域治水の取り組みにおいて、道路の浸水対策について道路管理者の県や市と協働で検討していく。

【委員】

- ・ 今回提示した資料-3は公開されるのか。また、説明のあった河川水辺の国勢調査結果の資料は参考としてどのように扱うのか。

【事務局】

- ・ 資料-3は公開する。水辺の国勢調査結果の資料は、欠席委員の意見に対する回答の参考資料であり、公表は考えていない。

【委員】

- ・ 社会情勢の変化において、人口が減少しているが世帯数は変化していないことが、事業の正当性の根拠とされているように感じる。江津市のような大きな範囲ではなく、川平

地区の狭い範囲で評価する必要がある。

- ・ 人口や世帯数が少なくても、水害の危険性のある箇所については治水事業が必要である
と考える。そのため、統計データの見方を考える必要がある

【事務局】

- ・ 今後、他地区で事業を実施する際にご意見を参考にさせて頂く。

【委員】

- ・ 今後の事後評価の必要性等（資料-3 p16）では、近年の豪雨の状況を踏まえた記述がある
ため、問題ないと考える。

【委員】

- ・ （資料-3 p16）に記載されている文面だと、人口や世帯数が減少していると公共事業を
実施しなくてもいいようにとられる恐れがある。

【事務局】

- ・ 事務局で修正案を検討し、後日委員長にご確認頂くことで良いか。

【委員】

- ・ 事務所案を委員長が判断して最終案として決定する形で良い。

【委員】

- ・ 一般的な社会情勢の変化を説明するのではなく、川平地区の数字を使用して説明するほ
うが、効果が分かりやすい。

【事務局】

- ・ 今回は統計を取れる最小単位（江津市）のデータで整理した。ご意見については今後の
課題にしたい。

【委員】

- ・ 江の川の土地利用一体型水防災事業は全国でも先駆けて実施されており、事後評価のと
りまとめ内容についても事業の特性を考慮して整理する必要がある。
- ・ 今回のアドバイザー会議での意見を今後の河川整備の参考にしてほしい。

【事務局】

- ・ 今回のアドバイザー会議での意見について今後の参考にさせて頂く。

【委員】

- ・ 今後、宅地の所有者が変わっても人が住む可能性があることを考慮すると、宅地嵩上げ
は、良い事業だと思う。

【委員】

- ・ 事業評価の検討において、事業期間と評価期間は決まっている。しかし、事後評価は「完
成後5年以内」ということで評価基準年度が明確に決まっていない。事後評価を実施す
る年度によって基準年度が変わると B/C の数値が変化するため違和感がある。

【事務局】

- ・ 意見を上部機関に報告する。

【委員】

- ・ 現地調査時に〇〇委員よりスーパー堤防みたいだとの意見があった。大都市部で実施されているスーパー堤防のような事業が人口減少している川平地区で実施されたことは価値がある。

【委員】

- ・ 川平地区に文化財は無かったか。また、地域の文化を残すには集落の形を変えないことが重要であると考え。社会情勢の変化に対して、文化財をどのような形で取り扱うか課題である。

【事務局】

- ・ 川平地区の事業地内には文化財は無かった。今後、他地区で文化財等が存在する場合は配慮して事業を進めてまいりたい。

【委員】

- ・ 環境への影響について、水辺の国勢調査結果に鳥類の整理がなかった。

【事務局】

- ・ 川平地区と鳥類の調査地点が離れており、移動性の大きい鳥類は今回整理していない。

【まとめ】

- ・ 今後の事後評価の必要性等の原案について反対意見は無かった。
- ・ 1) 今後の事後評価の必要性の二つ目の文章については、委員長が事務局案を確認し、最終案として決定する。

【委員】

- ・ 異議なし。

以上